

# 平成28年度「和歌山県試し買い購入促進認定制度」応募要領

## 1. 和歌山県試し買い購入促進認定制度とは

新商品開発により新たな事業分野の開拓を図る県内事業者（中小企業、組合又は個人）を「新事業分野開拓者」として認定し、その者が開発する新商品の販路開拓を支援するため県が随意契約での調達に努める制度です。

## 2. 対象事業者

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者のうち、県内に主たる事務所（会社の場合は本店として登記された事務所）を有する者。

ただし、販売代理店など商品の開発を行わない者及び単に製造のみを請負う者は含みません。

## 3. 対象商品

次に掲げる全ての要件を満たすものとします。

- (1) 独創性、社会的有用性等が認められる商品（食品、飲料水及び医薬品は除く）。
- (2) 県の機関での受注実績がなく、市場での流通が十分でないもの。
- (3) 申請の時点で商品の販売を開始してから概ね5年以内のもの。
- (4) 特許権等の権利に関する問題が生じないもの。
- (5) J I S規格など品質及び安全性に関する基準に合致しているもの。
- (6) 本制度で、過去に新商品として認定を受けたものと同一でないもの。
- (7) 公序良俗に反せず、法令等で製造、販売等が禁止されていないこと。

## 4. 認定方法

- (1) 新事業分野開拓者の認定は、事前ヒアリングの後、和歌山県試し買い購入促進認定制度審査部会で審査のうえ決定します。なお、商品により審査部会において直接ご説明いただく場合がありますので、ご了承ください。
- (2) 県が購入する可能性のある商品であることも認定に際して考慮します。
- (3) 本制度は認定商品の購入を約束するものではありません。

## 5. 認定

- (1) 認定した企業には知事名の認定証を交付します。
- (2) 和歌山県企業振興課のホームページで認定された新商品を紹介します。
- (3) 認定期間は平成31年3月31日までです。

## **6. 応募書類・応募方法**

### (1) 応募書類

- ・和歌山県試し買い購入促進認定制度における新事業分野開拓者認定申請書
- ・商業登記簿謄本又は現在事項全部証明書及び定款の写し（法人に限る）
- ・直近期末を含む最近2期分の営業報告書又は事業報告書、貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、株主資本等変動計算書及び勘定科目内訳明細書（申請者が法人でない場合は、最近1年分の事業概要を記載した書類及び最近2年分の所得税申告書の写し）
- ・県税の納税証明書（未納のない証明書）
- ・新商品に関する資料（パンフレット、写真、特許等の取得を証明する書類、性能・効果を示す書類、安全性等関係法令基準を満たしていることを証明する書類等）

### (2) 応募方法

(1)の申請書に必要事項をご記入のうえ、必要書類を添付して下記の申請書提出先に郵送または持参により提出してください。申請書は以下ホームページからダウンロードできます。

## **7. 応募期間**

平成28年6月1日（水）から平成28年7月22日（金）

## **8. 提出・問い合わせ先**

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県 企業振興課 経営支援班 担当：長谷川

TEL 073-441-2760 FAX 073-424-1199

E-mail e0610001@pref.wakayama.lg.jp

HP:[http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/061000/tameshi/tameshi\\_top.html](http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/061000/tameshi/tameshi_top.html)